九州ブロックにおける審査上の取扱い（ブロック取決）のご案内

令和８年11月10日

九州ブロック(※)の審査委員会における審査上の取扱い（ブロック取決）について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

（※）福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医　科

No.	取扱い	根拠	備考
1	胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往の記載がないキャブピリン配合錠の投与について、レセプトで胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往の確認ができない場合の算定は認められない。	キャブピリン配合錠の「効能・効果」には、「胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がある患者に限る」と示されており、投与時に胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往がレセプトで確認ができない場合の算定は、原則として認められないと判断した。	適用年月 令和9年3月診療分

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 内科・歯科審査室　内科審査第1課（TEL：092-233-6825）（末岡）